

生食発 0831 第 1 号
平成 30 年 8 月 31 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

メキシコ向け輸出水産食品の取扱いについて

我が国からメキシコに輸出される水産食品に関して、別紙のとおり「メキシコ向け輸出水産食品の取扱要領」を定めたので通知します。

つきましては、その実施について特段の御理解、御協力をいただくとともに、貴管下関係業者等への周知をお願いします。

なお、従前より民間団体が発行する証明書及びメキシコ政府が求める検査結果証明書の添付により水産食品の輸入が認められてきたところであり、本通知の発出後であっても、引き続き本手続きによる輸入が認められることをメキシコ政府に確認している旨申し添えます。